

ベッドメイキング業務委託詳細

1 目的

当センター内のベッド及びストレッチャーのベッドメイキングを行うことにより、センターの衛生的環境を維持し、業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。

2 業務場所

- (1) 外来部門及び外来化学療法センター
ベッドとストレッチャーのすべて
- (2) 病棟部門
西第2病棟・西第4病棟を除く、病棟のすべてのベッド
- (3) 本館2階レジデント室及び3階の当直室
レジデント室、医師当直室、師長当直室のベッドのすべて
- (4) 二交代制勤務を実施している病棟（今後の導入部署も含む）
看護師仮眠室のベッド（東第1病棟・東第2病棟・東第3病棟）

3 業務を行う日

- (1) 外来及び外来化学療法センター・病棟部門
原則として、日曜日と1月1日を除いた日とする。
センターと事前に協議の上、作業日程を調整し、週に1回、定期的にベッドメイキングを行うこと。
- (2) 本館2階レジデント室及び3階の当直室並びに二交代制勤務を実施している病棟（東第1病棟・東第2病棟・東第3病棟・今後の導入部署）の看護師仮眠室ベッド
原則として毎日実施する。

4 作業手順

センター本館地下1階の洗濯室より、洗濯済みのシーツ類を受取り、業務場所でベッドメイキングを行い、汚れたシーツ類を洗濯室に返却する。

5 作業日報の提出

ベッドメイキング業務については、毎日の業務実績を様式第4号により責任者に提出し、責任者は1週間分をまとめて毎週金曜日に総務課担当者に提出する。